

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に 対するガイドライン

ライオンズクラブ国際協会

337-C地区2R3Z

諫早ライオンズクラブ



2020年8月1日

第1 理事会・例会・委員会・アクティビティの開催・運営時の感染防止対策について

本ガイドラインは、県知事の方針に反しないことを前提として、政府や長崎県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、諫早ライオンズクラブ主催の理事会・例会・委員会・アクティビティ（以下会議・アクティビティ）の開催・運営を行うに当たり、留意すべき事項を取りまとめたものです。また、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染防止を目的としています。会議・アクティビティの主催者として、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程も含め、参加者及び関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各会議の特性を勘案し、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理することが求められます。また、障がい者や高齢者等、参加者の特性にも配慮する必要があります。

必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

なお、政府や長崎県からの要請等を踏まえ、適切に対応する必要があります。

第2 講じるべき具体的な感染防止対策

1 企画・運営にかかる感染防止対策

(1) 総論

主催者は、企画・運営するに当たり、以下に留意する必要があります。なお、屋外で開催する場合には、屋内と比較して三つの密の発生のおそれが低いこと等、開催態様も考慮することとします。また、感染防止対策を確実に実施するため、別添のチェックシートの活用も検討するものとします。

- ① 来場者が多数になることが見込まれるアクティビティについては、長崎県において示される対応に基づき、実施の可否及び実施する際の感染防止対策について対応を検討します。
- ② 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用、会話の抑制等、複合的な感染防止対策の実施に努めます。

(2) 身体的距離の確保

主催者は、企画に当たって、参加者及び関係者が身体的距離（できるだけ2 m（最低1 m）の距離をいう。）を確保し、密集を回避する方策や密な状況を発生させないようにする必要があります。また、距離の確保が困難な場合、パーティーション、フェイスシールド等の距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。その他、以下のような対策を講じることが考えられます。

(参加者の身体的距離の確保)

- ① 参加者の人数制限は、政府や長崎県の示す基準に従います。
- ② 屋外で開催する場合、会場を囲う等の対策により、入場口を限定し、入場者数を管理します。
- ③ 座席の最前列席はステージ前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めます。
(できるだけ2 m以上)
- ④ 余裕を持った入退場時間及び休憩時間を設定します。

(関係者の身体的距離の確保)

- ① 登壇者が、登壇中も身体的距離を確保できるよう、立ち位置や座席の位置を工夫します。
- ② 関係者間で、身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫をする。
- ③ 設営・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めます。

(3) マスクの着用

すべての参加者及び関係者は、原則としてマスクを着用することとします。

(4) 手指衛生

主催者は、以下に配慮して手洗い場所を確保する等、参加者が開催中に、こまめに手指消毒を行えるよう準備することが必要です。

- ① 適切な手指衛生にかかる掲示を行います。
- ② アルコール等の手指消毒液を用意します。

(5) 会場内の換気

屋内で開催する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、会場の管理者の指導の下、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転すること、定期的に二方向の複数の窓を開け、外気を取り入れる等の方法で換気を行うことが考えられます。

(6) ステージにおける衛生の促進

マイクは登壇者ごとに用意し、使用した機器の消毒を徹底して行います。また、ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

(7) 受付

- ① 受付窓口には、手指消毒液を設置します。
- ② 近距離において人と人が対面する場所は、フェイスガード等により遮蔽します。
- ③ 事前に、発熱・咳・下痢等の症状がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者（以下、「有症状者等」という。）は、参加できない旨の掲示を行います。
- ④ パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにします。
- ⑤ 当日の受付は、入場時の混雑を極力避けるようにします。

(8) 休憩スペース、待機スペース、控室等

一時的な休憩をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）、関係者が使用する控室等は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。主催者は、休憩スペース、待機スペース（招集場所）、控室等について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者や関係者の間で適切な身体的距離が確保され、密になることを避けるようにします。（障がい者の介助を行う場合を除きます。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の工夫を行います。
- ③ 室内またはスペース内で、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒します。
- ④ 常に換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等の方法により、換気を行います。
- ⑤ 対面での会話を避けるよう促します。
- ⑥ 飲食をする際は、座席の配置に注意し、対面にならないよう工夫します。また、使い捨ての紙皿やコップを使用するようにします。

(9) 飲食物の提供

主催者は、飲食物を提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 飲食物に触れる前に、手洗いや手指消毒を行うよう促します。
- ② 回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないようにします。
- ③ 飲食物の提供方法については、同じトング等で大皿から取り分ける方法を避け、一人分を小皿に取り分けたものを提供する等の工夫を行います。
- ④ 食事の際は、身体的距離を確保するよう努めます。距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する等の形態で提供を行います。また、真正面の配置は避けることとします。
- ⑤ 食事中の会話は控えるものとします。

(10) 保健所との関係

主催者は、感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。感染者が発生した場合には、別添感染者発生連絡チェックシート等の活用も検討することとします。

2 関係者及び参加者に対する感染防止対策

(1) 会議・アクティビティ等の前対策

主催者は、参加者募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- ① 事前に、発熱・咳・下痢等の症状がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者は、参加できません。自宅での検温の実施と、有症状者等は自主的に参加を見合わせることを要請します。
- ② 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)を活用するように周知します。
- ③ 感染防止のために主催者が講じるその他の対策を遵守し、また、主催者の指示に従うことを要請します。

(2) 当日の対策

① 周知・広報

主催者は、関係者共に参加者に対し、以下について周知・広報を行います。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- 身体的距離を確保するよう努めることの徹底

② 有症状者等は参加しないよう要請します。

③ 事前に余裕を持った入退場時間を設定し、時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行います。

④ 入場整列時に、参加者が距離をとって並べるよう、目印等の設置を行います。

⑤ 事前に密集状況が発生しないよう、余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑の緩和に努めます。

⑥ 大声での会話は控えるよう促します。

⑦ 関係者の健康管理と衛生の促進

- 自宅で検温を行うことを義務付け、発熱がある場合には直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促します。
- 原則としてマスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底します。登壇者の登壇時等、マスクの着用ができない場合については、他者との身体的距離を確保します。
- 関係者入口や控室等にアルコール手指消毒液を設置し、手指消毒を奨励します。
- ドアノブ、手すり等の関係者の手が触れる可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとします。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにします。

(3) 関係者及び参加者の管理

主催者は、別添の参加者（関係者）把握シート等も活用し、参加者（関係者）の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。参加者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

(4) 関係者及び参加者に感染が疑われる者が発生した場合

① 感染が疑われる者が発生した場合、速やかにマスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、自宅待機とします。

② 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、対応の前後に、手洗いや手指消毒を徹底します。

③ 本人から保健所や医療機関への相談や受診を促します。

④ 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

⑤ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとします。

3 関係者に対する感染防止対策

(1) 関係者の管理

主催者は、氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。関係者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

4 前後の関連イベントにおける感染防止対策

他の会合に参加する個人や団体は、三つの密を避ける、マスクを着用する等、感染防止に十分に配慮することが求められます。

<チェックシート>

事業名 _____

実施日時 年 月 日 / 時 分 ~ 時 分

実施場所 _____

実施委員会 _____

実施責任者 ※委員長 _____

電話番号 _____

担当者 ※副委員長 _____

電話番号 _____

《チェック欄》

- 会場の換気が十分できている
- 人が密着しないレイアウト（できるだけ2 mを目安（最低1 m）になっている）
- 近距離で会話しない
- 感染者発生に備えて、参加者が特定できるようになっている
- 感染症対策（アルコール消毒薬など）ができている
- 県、市からイベント等の自粛要請が発生していない
- 発熱等の症状がある人への不参加の事前要請
- マスクの持参及び着用の周知
- アルコール消毒液の設置（ 箇所 以上）
- 会場内の定期的な換気の実施
- 入場者数（競技者、観客・応援者）の制限
- 人と人の距離を確保する工夫
- 万が一に備えた参加者等の連絡先の把握
- その他の感染症拡大防止のための措置

※このチェックシートは事業実施から3週間以上、事業実施責任者が保管してください。

